

信州大学大学院総合工学系研究科特別研究学生の受入れ取扱要項

(趣旨)

第1条 信州大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第76条の規程に基づき、特別研究学生の受入れについては、この要項の定めるところによる。

(出願)

第2条 志願者は、特別研究学生入学願（別紙様式1）及び履歴書（別紙様式2）を希望する指導教員の承認を得て、研究科長を通じて学長へ提出しなければならない。

(協議)

第3条 大学院学則第76条に規定する協議は、他大学及び外国の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）と事前に次の各号に掲げる事項について、学長の承認を得て、研究科長が行う。

- (1) 研究課題
- (2) 研究期間
- (3) 対象となる学生
- (4) 研究終了の取扱い
- (5) 授業等費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

(受入れの決定)

第4条 研究科長は特別研究学生の受入れについて、研究科委員会の議を経て、受入れの許可を学長へ申請する。

(受入れの時期)

第5条 特別研究学生の受入れの時期は、学年を始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(研究期間)

第6条 特別研究学生の研究期間は、1年以内とする。ただし、博士課程の特別研究学生で、引き続き研究指導を希望する者は、学長の許可を得て、1年を限度として期間を延長することができる。

(研究指導)

第7条 特別研究学生は、協議に基づいて認められた研究課題の研究指導を受けるものとし、それ以外の研究指導は受けられないものとする。

(研究終了)

第8条 研究科長は、特別研究学生が研究課題の研究を終了したときは、研究終了証明書等を当該特別研究学生に交付するものとする。

(受入れの取消し)

第9条 研究科長は特別研究学生として不相当と認めるときは、研究科委員会の議を経て、受入れの取消しを学長へ申請する。

(授業料等)

第10条 特別研究学生の検定料及び入学料は徴収しない。

2 特別研究学生の授業料の額は、信州大学授業料等に関する規程に定める額とする。ただし、特別研究学生が国立大学法人の学生であるときは、授業料を徴収しない。

(規程等の遵守)

第11条 特別研究学生は、信州大学の諸規程等を遵守しなければならない。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年8月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年6月11日から施行する。